

健 第 8200 号

令和2年(2020年)3月27日

一般社団法人佐賀県医師会長
郡 市 医 師 会 長
一般社団法人佐賀県歯科医師会長
一般社団法人佐賀県薬剤師会長
公益社団法人佐賀県獣医師会長
公益社団法人佐賀県看護協会会長
一般社団法人佐賀県臨床検査技師会長

様

佐賀県健康福祉部健康増進課長
(公印省略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項
及び第14条第2項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感
染症に関する流行地域について(通知)

本県の感染症行政につきましては、日頃から御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げ
ます。

さて、標記の件につきまして、この度、諸外国での発生状況等を鑑み、届出通知における
新型コロナウイルス感染症の流行地域を下記のとおり変更する旨、令和2年3月26日付けで
厚生労働省健康局結核感染症課から事務連絡がありました。

つきましては、適切な運用をお願いするとともに、貴会員への周知をお願いします。

記

1 新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

届出通知の別紙における「第7 指定感染症」の(4)イ及びウで示されている「WHOの
公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域」とは、中華人民共和国
湖北省及び浙江省、大韓民国大邱広域市、慶尚北道清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆
谷郡、義城郡、星州郡及び軍威郡、サンマリノ共和国、アイスランド共和国、アイルランド
共和国、アンドラ公国、イタリア共和国、エストニア共和国、オーストリア共和国、オラン
ダ王国、イスラエル、スウェーデン王国、スペイン王国、スロベニア共和国、デンマーク王
国、ドイツ連邦共和国、ノルウェー王国、バチカン、フランス共和国、ベルギー王国、ポル
トガル共和国、マルタ共和国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公
国並びにイラン・イスラム共和国とする。

2 適用日等

令和2年3月27日より適用することとし、同日以降の医師の診断より、届出通知の別紙「第
7 指定感染症」の(4)イ及びウについて「発症前14日以内に中華人民共和国湖北省及び
浙江省、大韓民国大邱広域市、慶尚北道清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、

星州郡及び軍威郡、サンマリノ共和国、アイスランド共和国、アイルランド共和国、アンドラ公国、イタリア共和国、エストニア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン王国、スロベニア共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ノルウェー王国、バチカン、フランス共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マルタ共和国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国並びにイラン・イスラム共和国に渡航又は居住していたもの」と取り扱うこととする。

佐賀県健康福祉部健康増進課
感染症対策担当 南

TEL：0952-25-7075
FAX：0952-25-7268
E-mail：kansensyou@pref.saga.lg.jp

事務連絡

令和2年3月26日

各
都道府県
保健所設置市
特別区

衛生主管部（局）・御中

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等に

おける新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

新型コロナウイルス感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和2年2月4日健感発0204第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。）において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等をお示ししたところです。

今般の諸外国での発生状況等に鑑み、届出通知における新型コロナウイルス感染症の流行地域について下記のとおり変更することとしましたので、御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきようお願いします。

なお、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について」（令和2年3月18日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）は本日をもって廃止します。

記

1 新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

届出通知の別紙における「第7 指定感染症」の（4）イ及びウで示されている「WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域」とは、中華人民共和国湖北省及び浙江省、大韓民国大邱広域市、慶尚北道清道郡、慶山市、安東

市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡及び軍威郡、サンマリノ共和国、アイスランド共和国、アイルランド共和国、アンドラ公国、イタリア共和国、エストニア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン王国、スロベニア共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ノルウェー王国、バチカン、フランス共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マルタ共和国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国並びにイラン・イスラム共和国とする。」

2 適用日等

令和2年3月27日より適用することとし、同日以降の医師の診断より、届出通知の別紙「第7. 指定感染症」の（4）イ及びウについて「発症前14日以内に中華人民共和国湖北省及び浙江省、大韓民国大邱広域市、慶尚北道清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡及び軍威郡、サンマリノ共和国、アイスランド共和国、アイルランド共和国、アンドラ公国、イタリア共和国、エストニア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン王国、スロベニア共和国、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ノルウェー王国、バチカン、フランス共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マルタ共和国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国並びにイラン・イスラム共和国に渡航又は居住していたもの」と取り扱うこととする。

また、今後取扱いに変更がある場合、別途厚生労働省健康局結核感染症課より連絡する。